

柏原市手話に関する施策推進方針

柏原市手話言語条例第 6 条の規定に基づき、柏原市における手話に関する施策を推進するための方針を次のとおり定める。

1 基本方針

すべての市民が、手話への理解を通してお互いを尊重し、相互につながりを深めることができる地域社会を実現するための施策を実施する。

2 推進施策

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

- ①市民が手話に関心を持ち、手話への理解を深めるため、市民を対象に手話講座を開催する。
- ②市民及び事業者が手話に対する理解を深めるためのパンフレットを作成する。

(2) 手話による情報取得に関する施策

- ①市主催の講演会やイベントなどに手話通訳者を派遣し、ろう者が手話により情報取得できる環境を推進する。
- ②ろう者が社会参加する様々な場面で手話により情報取得できる手話通訳者派遣事業を市民及び事業者にも周知し、事業を推進する。

(3) 手話による意思疎通の支援に関する施策

- ①ろう者と手話によるコミュニケーションができる人材を育成するため、手話奉仕員養成講座を開催する。
- ②登録手話通訳者派遣事業の充実させるため、登録手話通訳者に対する技術向上を目的とした研修会等を開催する。
- ③手話奉仕員養成講座を修了した方及び登録手話通訳者を目指す方を対象に、レベルアップ講座及び登録手話通訳者試験対策講座を開催する。
- ④市の窓口において、手話通訳者が継続的に従事できるよう処遇の向上に努めるとともに、技術向上のための機会を確保する。

(4) 教育の場における手話の理解促進に関する施策

学校園等で手話講座を実施し、児童及び生徒が手話とふれあう機会を提供し、手話への理解促進を図る。

(5) 意見の聴取

前項に規定する施策の推進及び実施について、ろう者及びその他関係者から意見を聴き、必要があれば見直しを行う。